

令和6年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年1月9日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時38分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	北 中 啓 勝	学校運営課長	内 野 桂 子
教育支援課長	関 本 ますみ		

書記

教育調整課 主 査	林 竜 佑	教育調整課 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	-------	----------------	---------

議事日程

報 告

- 1 令和5年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 入学祝金の支給について（教育調整課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 それでは、教育委員会の開会に先立ちまして、一言お話をさせていただきたいと思
います。

元日に能登半島で大きな地震が発生いたしました。また、翌日は羽田空港での事故が発生
しました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、その御家族や被災さ
れた方々にお見舞いを申し上げます。

なお、能登半島の地震では、甚大な被害を受けたエリアで学校が避難所になっていたり、
校舎が損傷したり、学校までの道路事情が悪いといったようなことから、本来9日始業式の
予定だったところ、なかなか再開のめどが立っていないといった状況あるようでございます。
被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

それでは、ただいまから令和6年新宿区教育委員会第1回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

○教育長 まず初めに、新たに就任された委員を御紹介いたします。

昨年12月7日をもちまして、山下浩一郎教育委員が任期満了により御退任されました。山
下委員の御退任に伴い、令和5年第4回区議会定例会におきまして、的場美規子委員を新宿
区教育委員会委員として任命することの同意があり、11月30日付で区長から任命を受けられ
ました。任期は、令和9年12月7日までです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここでの的場委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○的場委員 ただいま御紹介にあずかりました的場と申します。このような大役を仰せつかり
まして、非常に身の引き締まる思いでございます。

私には、現在、小学5年生の娘と高校1年生の息子がおりますので、教育現場の現状を踏
まえながら、保護者の目線で新宿区の教育がよりよくなりますよう、少しでもお役に立てれ
ばと思っております。4年間よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、委員の皆様の議席を確認させていただきます。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は教育長が定めることにな

っております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◆ 報告 1 令和 5 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 入学祝金の支給について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。報告 1 及び報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、まず報告 1 でございます。令和 5 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨でございます。資料を御覧いただければと思います。

まず、I 日本共産党新宿区議会議員団になります。

一般質問、川村議員から、子育て支援についてでございます。

上から 4 行目ほどに預かり保育料への補助金についても支給回数を増やす等の改善、こちらから私立幼稚園に対しての求めでございます。それから、一番下の行になりますが、全園児を対象とした副食費や弁当代助成への改善を求めるということで、所見を伺うというところでございます。

答弁は、次長になります。1 行目を御覧ください。

幼稚園での預かり保育料につきましては、月の利用回数により補助額が変動すること、また、幼稚園によって保護者への預かり保育料の請求が月ごとであったり合算であったりと、一律ではない状況でございます。

2 行お下がりいただきまして、このような状況に鑑み、預かり保育料に対する補助について、支給回数を増やすなどの対応は現時点で考えていないと答えてございます。

次に、区内私立幼稚園の昼食については、各園の教育方針によって弁当対応であったり、曜日によって対応が異なるなど様々な状況でございます。その中で、教育委員会では、私立幼稚園における特色ある教育活動の推進を図るために、令和 2 年度から「幼児教育推進助成制度」を設けていると答えてございます。

下の 3 行になりますが、昼食等の対応についても、本助成制度を活用し、各園が実情に応じて必要な対応が可能となるように運用していることから、別途、副食費や弁当代助成を実

施することは考えていないと答えてございます。

次に、Ⅱの新宿未来の会でございます。2ページをおめぐりいただきたいと思います。

一般質問、伊藤議員からのお尋ねです。

1、教育についてでございます。

一番上の2行を御覧ください。2025年より大学入学共通テストに「情報」が新科目として導入され、国立大学での必修化が予定されているが、この試験ではテキストプログラミングが出題されている。こちらのテキストプログラミングですが、いわゆる黒い画面に文字で表現をしていく、文字や記号、数字のみで記述をするプログラミングの手法ということで御理解をいただければと思います。こちら、この情報教育に興味を持つきっかけづくりが今後、学校教育の中で必要ではないかという問いでございます。

(1)を御覧ください。教育委員会は、大学入試共通テストの新科目「情報」をどのように捉えているか。(2)になります。テキストプログラミングを行っている先進的な事例等の調査や教員への研修を行うこと、また、テキストプログラミングに対応できるよう環境を整備することについてどのように考えているか。それから、(3)でございます。都などのテキストプログラミングのイベント等を学校で周知することは、対応は可能かというお尋ねでございます。

答弁は、次長でございます。

(1)でございます。現行の高等学校学習指導要領には、必修科目として「情報」が設けられています。「情報」では、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育む学びが行われており、大学入試共通テストにおいても、そのような資質・能力の状況を評価する科目であると認識していると答えてございます。

(2)の環境の整備についてのお尋ねでございますが、(2)の下から2行を御覧ください。今後もテキストプログラミングの事例等の調査や研修、環境整備については、他自治体の状況を注視し、研究していくと答えてございます。

(3)でございますが、都などが実施するテキストプログラミングのイベント等の情報については、学習指導要領の内容に即したものであるか確認し、各校に周知していくと答えてございます。

続きましては、Ⅲにまいります。3ページを御覧いただきたいと思います。

立憲民主党・無所属クラブになります。

代表質問、小野議員からの質問です。

大きな1番になります。教育現場でのデジタル活用についてでございます。

頭の2行を御覧ください。教育現場でのデジタル活用が進む中、子どもたちがデジタル社会のよき担い手となることを目的とした「デジタル・シチズンシップ教育」が各地の学校で広がりをを見せている。

4行下にまいりまして、中ほど、日本では「情報モラル」という独自の考え方が広く浸透している。「情報モラル教育」が行われることは珍しくないが、有識者からは「情報モラル教育が、〇〇するべからずの『べからず集』になっている」という指摘もあると御指摘をさせていただきます。

(2)のすぐ上から2行目になりますが、そこで伺うが、教育委員会としては「デジタル・シチズンシップ教育」をどのように捉えており、何を実践していくべきか、どのように教育現場に落とし込みを図るべきかとお尋ねでございます。

(2)でございますが、上の3行を御覧ください。

スマートフォンやタブレットを毎日使う子どもたちにSNSに流れる情報を吟味し、正しい情報の受け取り方を身につけてほしいとの目的から、ゲーム仕立てでデジタルメディアリテラシーを学ぶ取組が教育現場で広がっていると御指摘をさせていただきます。

下の2行を御覧ください。そこで伺うが、こうしたデジタルメディアリテラシーを学ぶ取組を、教育委員会はどのように考えているのかという問いでございます。

教育長答弁でございます。(1)になりますが、3行を御覧ください。

デジタル・シチズンシップ教育は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を身につけることを目指しており、タブレット端末を活用した学習を推進していく上でも重要であると捉えている。

3行お下がりいただきまして、現在、教育委員会では、2行下がります、教員向けの研修会で、教員自身の理解を深める取組を推進している。また、子どもたちがICT機器を通して、トラブル対応やリスク回避の方法を学び、情報発信による他人や社会への影響について理解することで、優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけられるよう、学習指導の充実を図っていくと答えてございます。

4ページ目にまいりまして、(2)の答弁でございます。

教育委員会では、デジタル社会の中で子どもたちが正しく情報を選択し、活用していく上で、デジタルメディアリテラシーを学ぶ取組については、重要であると考えていると答えてございます。全区立学校では、インターネットやSNSにおけるトラブルの未然防止や上手

な関わり方について考える学習に取り組んでいる。また、インターネット等を使用する際には、検索方法や情報の信頼性を見極め方等について指導しているとお答えをさせていただきます。

次に、IVにまいりまして、日本維新の会・新宿区議団でございます。

代表質問、古畑議員からの御質問でございます。

まず1つ目、悪質なホストクラブ等への依存についてでございます。

頭の3行を御覧ください。厚労省のホームページを見ると、依存症のパターンとして、物質への依存とプロセスへの依存が挙げられている。プロセスへの依存は、アルコールや薬物といった物質ではなく、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめり込んでしまう症状を指すという御指摘でございます。

問いの下から6行目ほどになります。悪質なホストクラブ等が依存を引き起こすことを周知していく必要があり、これは教育として取り組むべき内容であると考えます。

ここで伺うが、依存についてどのような教育が行われているか、特にプロセスへの依存の教育はどのようになっているか、今後の依存について教育はどのように行っていくのか、また、類似のケースは男性にも起こり得ると思うが、その際の対策はどのように考えているかとお尋ねでございます。

教育長の答弁になります。

1行目からです。全小・中学校では、2行目にまいりますが、依存症やその予防について指導を行っている。具体的には、依存症には喫煙、飲酒、薬物乱用等の様々な種類があることや、依存状態になると、自分の意思で抜け出すことが困難であることなど、依存に関する知識全般の内容について学習をしている。プロセスへの依存に関する教育については、オンラインゲームの課金などを例に、消費者教育の一環として、のめり込むことの危険性や適切な消費行動をとることの大切さを指導している。教育委員会では、依存への対策については、性別による違いはないものと捉え、指導しているとお答えをさせていただきます。

次の5ページにまいりまして、大きな2番になります。薬物乱用についての御質問です。

1行目の後ろを御覧ください。

2012年から2020年にかけて市販薬を主たる薬物とする依存症患者は約6倍に急増している。市販薬の乱用は10代などの低年齢層で問題となっている。

一番下の行を御覧ください。ここで伺うが、市販薬の買手への教育についてどのように考えているかというお尋ねです。

教育長の答弁です。

1行目、全小・中学校では、体育科・保健体育科の授業を中心に、薬物乱用の防止に関する教育に取り組んでいる。2行下がりにまして、また、教育委員会では、もう1行下がりますが、警察官や学校薬剤師等を講師とした薬物乱用防止教室を各校の教育課程に位置づけ、取組の推進を図っているとお答えをさせていただきます。

次に、一般質問、おやまだ議員の質問になります。

1番目が、塾代助成についてでございます。

1行目の後半を御覧ください。2017年の全世帯の子の大学進学率が73.0%であるのに対し、ひとり親家庭は58.5%、生活保護世帯では35.3%とのことで、家庭の経済状況によって差が生じているのが分かる。

2行送りまして、低所得の生活が連鎖していくことは、自治体の力で解決しなければならない大きな課題ではないかという御指摘です。

一番下の行を御覧いただきまして、家庭の収入が子どもの学力に影響を与え、格差が生まれていることに対してどのような見解かというお尋ねでございます。

答弁になります。

教育委員会では、経済的な理由が学力に影響を与えることは報道されている調査や過去の、6ページをおめくりください、調査において承知をさせていただきます。

2行お下がりいただきまして、引き続き教育委員会としては、各教職員の授業力の向上及び資質向上を図ることや、区で配備しているタブレット端末の活用を中心に、誰一人取り残さない教育活動を実施する。今後も、学習習慣及び生活習慣の改善と教育機会の確保を行いながら、各校へ適切に指導・助言していくとお答えをさせていただきます。

続きまして、V番目になります。自由民主党新宿区議会議員団になります。

代表質問、石川議員からの御質問です。

まず、大きな1番、令和6年度区政についてでございます。

(1)になりますが、下の3行を御覧ください。給食費無償化事業実施に当たり、その対象者をどのように考え、事業実施に当たって財政負担はどのくらいの規模になっているのか。さらに、来年度からの事業実施に向けて、無償化の実施方法や現時点での課題があれば、併せて伺うということでございます。

(2)、先ほどの区内私立幼稚園の関係になりますが、一番下の行を御覧ください。

区立幼稚園や保育所と同様に、私立幼稚園児を持つ世帯の幼児教育費も実質無償となるべきだと思うが、所見を伺うということでございます。

教育長の答弁になります。

(1) を御覧ください。学校給食費の無償化については、1行送りまして、全国一律の対応をすべきであり、学校給食法の改正や必要な財源措置も含めて、国が方向性を定めるべきとの考えから、今後も特別区教育長会を通じて国へも強く要請していくと述べてございます。

1行送りまして、近隣区での無償化の実施を踏まえ、子育て支援施策の方策の一つとして、来年4月からの学校給食費の無償化実施を決定し、現在、準備を進めているところでございます。学校給食費の無償化に当たっては、7ページでございますが、公立・私立等の違いによらず全ての児童・生徒に対応できるよう、区の住民基本台帳に記載のある小・中学校の学齢年齢にある子どもを対象とし、現段階で約11億円程度の経費を見込んでいるとお答えをしております。

3行送りまして、課題としては、区域外就学で他の自治体の児童・生徒を受け入れている場合や、逆に他の自治体の公立学校へ就学している場合の対応など、また1行送りまして、フリースクールへ通学している場合の対応や、転出入者への対応など、子育て世帯に対する公平な支援制度となるよう、今後、詳細についての検討を進めていくと答えてございます。

(2) の保育料の無償化の話でございますが、下の3行を御覧ください。

御指摘のとおり、今般、教材費や光熱水費の高騰等を受け、私立幼稚園の保育料が上昇している実態があること、また、近隣区での補助額等を踏まえ、子育て支援を推進する観点から、私立幼稚園の保育料補助の拡充について、早期の対応を図れるよう検討を進めていると答えてございます。

次に、2番になりますが、児童・生徒への学校の対応についてでございます。

まず、(1) でございます。1行目、御覧ください。

昨今の学校を取り巻く問題は、複雑化、多様化し、その解決のためには、1行飛びまして、学校の組織としての取組を強化しなければならない。

下の2行になりますが、学校の対応力の向上のため、現在の教育委員会の体制と学校現場の現況について伺うということでございます。

(2) は、不登校関係の御質問になりますが、下の4行を御覧ください。

依然として、不登校児童・生徒については、過去5年間、小・中ともに不登校の児童・生徒等の出現率が増加傾向で、特に中学校は顕著に現れている。不登校に対する捉え方の変化も影響していると思うが、教育委員会として、現況と不登校児童・生徒への対応についてどう捉えているか伺うということでございます。

(3) は、いじめに関する質問でございます。1行目を御覧ください。

全国の小・中学校で認知されたいじめの件数は、前年度比小学校で10.3%増、中学校では13.8%増となっている。2行送りまして、7ページの一番右下になります。いじめの解決、8ページにいきまして、いじめの解決には学校や教育委員会の取組だけでなく、広く家庭や地域社会をも巻き込んだ連携・協力が欠かせないものとするが、このような状況の中、教育委員会として現況といじめ問題への対応について伺うということでございます。

まず、(1)の答弁になります。

学校の対応力の向上でございますが、(1)教育委員会では、平成26年度にいじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援する「学校問題支援室」を設置してございます。学校問題支援室は、統括指導主事、指導主事、学校管理職経験者の学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカーで構成され、教育的な視点と福祉的な視点を各メンバーが共有しつつ、様々な課題やケースに学校と一緒に取り組んでいるところでございます。

また、2行送りまして、各専門機関から適切な指導・助言をもらいながら、学校の対応をサポートするとともに、学校の組織力の向上につなげてございます。

それから、(2)にまいります。こちらは不登校に対する答弁でございます。

(2)を御覧ください。区の令和4年度の不登校児童・生徒について、小学校は130人、前年度から21人増加し、出現率は1.30%、中学校は198人、前年度から49人増加し、出現率は6.99%となっております。

4行飛びまして、各学校では、ふれあい月間でのアンケートやhyper-QUを活用し、次の行になりますが、不登校対策委員会など校内体制を構築し、担当教員が一人で抱え込むことなく組織的な対応を図ることとしている。また、つくし教室では、不登校児童・生徒に対して、通所による支援や訪問型支援を行っていると答えてございます。

次に、(3)にまいりまして、こちらはいじめの質問の答弁になりますが、(3)区の令和4年度のいじめ認知件数は、小学校313件、中学校29件で、それぞれ前年度比24.5%、23.7%減少してございます。

3行送りまして、教育委員会では、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るものという認識に立ち、いじめの早期発見に努めるとともに、9ページにまいりまして、未然防止や早期対応の取組をあらゆる機会を通じて周知をしているところでございます。各学校では、次の行になりますが、軽微ないじめを見逃さないという観点を徹底し、児童・生徒の気持ち

に寄り添い、早期の対応に努めていると答えてございます。

次に、一般質問、渡辺清人議員の御質問でございます。

区立花園小と区立花園公園の魅力向上についてでございます。

1行目を御覧ください。花園小は四谷第七小学校と四谷第五小学校の統廃合により、平成7年4月に開校した学校で、2行送りまして、「スクールパーク」として開かれた学校をアピールしているということの御紹介がでございます。

(1)の2行目になりますが、再来年には開校30周年を迎える花園小の魅力を向上するためにも、ぜひこのタイミングで外壁改修を行う必要があると思うが、いかがかというお尋ねでございます。

2行送りまして、水はけが悪いせいで校庭がデコボコとなっており、校庭の改修が必要と思うが、いかがかという御質問です。

(2)にまいりまして、下の3行を御覧ください。

そこで、児童の安心安全を守るためロープという簡易な方法ではなく、学校が日中校庭として利用している部分にしっかりとしたフェンスを設置することが望ましいと考えるが、いかがかという御質問でございます。

答弁になります。

(1)1行目御覧ください。区立学校施設の維持保全については、次の行になりますが、「中長期修繕計画」に基づき、効果的・効率的な修繕・改修を行ってございます。花園小の外壁については、本計画により、10ページにまいりますが、令和6年度に屋上防水と併せた改修工事を実施する予定であり、今年度、設計作業を進めているところでございます。また、校庭については、令和7年度に改修を実施する計画であり、令和6年度に設計作業を実施する予定とお答えをしております。

それから、(2)の下から3行を御覧いただければと思います。これまでの「スクールパーク」としての利用形態や利用方法を維持しながら、セキュリティを強化する対策を講じるため、日中、児童が校庭として利用する部分の仕切りとして、フェンスを設置することを検討していくとお答えをしております。

次に、VI番、新宿区議会公明党になります。

代表質問、時光議員からの御質問でございます。

1つ目は、新宿区における教育環境の整備についてでございます。

(1)の2行目を御覧ください。教員の成り手が減少している背景には、教員の長時間勤

務が大きな要因の一つになっている。そこで、教員の働き方改革について3点伺うということでございます。

①の下ほどになりますが、令和5年度から部活動運営支援事業の一部を民間委託化し人材確保に取り組んでいるところだが、現在の部活動運営支援事業の状況と来年度に向けた取組について伺うということでございます。

②は、タブレット端末の支援員に関する御質問になりますが、11ページをお開けいただきたいと思います。

上から2行目、ICT支援員による支援体制の拡充による教員の働き方改革の効果の検証と、今後のサポート体制について伺うということでございます。

③番の最後を御覧ください。教育委員会における教員のメンタルヘルスについての取組状況を伺うということでございます。

(2)の御質問は、2行目になりますが、自閉症・情緒障害特別支援学級に通わせたいという保護者の御要望があるという御指摘をいただきまして、下から3行になります。本区には1校もないため、ぜひ設置してほしいとの要望をいただいたが、教育委員会はこのような区民の要望についてどのような考えか伺う。また、他自治体の設置状況から今後、区でも設置を視野に入れ検討すべきと考えるが、いかがかというお尋ねでございます。

教育長の答弁になります。

まず、(1)の①になります。下から4行ほど御覧いただきたいと思います。来年度に向けた取組としては、例年行っている「部活動指導員需要調査」等により、全区立学校の配置要望を丁寧に把握するとともに、各校の実情に応じた的確に配置できるよう、部活動指導業務の一部委託を継続・拡充しながら、部活動の質の向上と教員の負担軽減・働き方改革を一層推進していくとお答えをしております。

②になりますが、ICT支援の関係につきましては、その中の4行目になります。支援体制の拡充をしたことで、より多くの教員への授業準備、教材等への作成支援につなげてございます。

3行お下がりいただいて、今後も教育委員会では、ICT支援員による対応とともに、学校間の情報交換やICT活用の好事例の共有等を図ることで、教員の負担軽減につながるようサポートしていくとお答えをしております。

③のメンタル関係の御質問でございますが、上から3行になります。主な取組としては、教員のメンタル不調の未然防止のためのストレスチェックや長時間労働による健康障害防止

のためのセルフチェック、産業医及び保健師による健康相談・面接相談を定期的に行っているとお答えをしております。

次、12ページにまいりまして、(2)になりますが、情緒障害の固定学級への設置についてのお答えでございます。真ん中ほどになりますが、現在、区では自閉症・情緒障害等の児童・生徒は、個の実態に応じて設定された時間数で「まなびの教室」で指導を受けてございます。さらに、在籍学級での学習及び生活については、特別支援教育推進員や学生ボランティア等を活用した支援の充実に努めているところでございます。

最後の3行を御覧ください。今後も、「まなびの教室」等での取組を実施・継続しながら、他の自治体の動向を注視しつつ、研究を行っていくとお答えをしております。

次に、一般質問になりまして、木もと議員の質問になります。

1は、旧市ヶ谷商業高等学校跡地の将来活用についてです。

こちらについては、1行目に書いてございますが、教育委員会事務局としては、牛込第一中学校の建て替え、それから中町図書館の移転を計画してございます。

(1)の最後の行を御覧ください。設計の進捗と、どのようなことに留意し設計に臨んでいるのか伺うということでございます。

さらに、(2)になりますが、こちらは2行目になります。電子書籍などのITの進展を踏まえた今後の施設の在り方を区はどのように考えているのか。また、中学生とその他利用者、こちらは中町図書館の移転の関係になりますが、その関連につきまして動線や施設の使用方法については、新たな取組となり、それらを見据えた設計である必要があると思うが、どのようなことに留意し設計を進めているのか伺うということでございます。

(3)につきましては、こちらの2行目になります。特に牛込第一中学校の建設予定は、小学校からの進学予定や進学先の選定に大きな影響を与え、保護者も大きな関心を寄せていることから、地域への丁寧かつ適切な説明が必要であると考え、所見を伺うということでございます。

答弁になります。(1)になりますが、1行目、牛込第一中学校の建て替えに当たっては、将来ニーズの変化への対応が可能な設計上の配慮を行うとともに、複合化の取組として地域図書館を併設させる計画でございます。

13ページを御覧いただきまして、2行目になります。具体的には、将来の用途変更を見据えて構造上可能な範囲で間仕切り壁の位置を変更しやすいような造りにしたり、それぞれの出入口を分けるなどの設計、さらには2行下がりまして、校舎のバリアフリー化については、

各階にバリアフリートイレを設置するとともに、校舎内にエレベータを2基設置し、そのうち1基は大型ストレッチャーに対応できるものを設置するなど、医療的ケアが必要な方にも快適に利用いただけることに留意して設計しているとお答えをしております。

(2) 中町図書館についてですが、電子書籍については、現在の図書館情報システムの保守期間が令和6年12月に終了することから、この更新時期に合わせて電子書籍貸出サービスの導入を目指しているとお答えをしております。

また、2行下がりました、生徒とその他利用者の動線については、学校のセキュリティ対策を確保しつつ、生徒が学校図書館と地域図書館の両方をいつでも利用しやすく、連携できる施設となるように留意した設計を進めていくと結んでございます。

(3) 牛込第一中学校の建て替えに当たっては、進学予定の家庭や工事の影響の大きい隣接地域にお住まいの方へ、適宜、適切な説明を丁寧に行いながら、工事を進めていくことが大切と認識しております。

最後の2行を御覧いただきまして、今後も様々な機会を捉えて校舎建て替えや工事計画の周知を図ることで、保護者や地域の皆様への丁寧かつ適切な説明に取り組んでいくと答えてございます。

長くなりましたが、以上になります。よろしく願いいたします。

○教育調整課長 それでは、報告の2、入学祝金の支給について御説明いたします。

資料を御覧ください。

本事業は、小・中学校の入学相当年齢にあるお子さんに対し、祝金を支給することにより、入学を祝福し、児童・生徒の健やかな成長を支援することを目的にしております。

2の支給対象者についてです。

祝金の対象者は、令和6年度に小学校新1年生の学齢または中学校新1年生の学齢にある児童・生徒であって、令和6年1月1日時点で新宿区の住民基本台帳に記載されているお子さんとなります。

なお、1月1日時点で新宿区に居住しているものの、DVなどの理由により、住民基本台帳に記載ができないなどの特別な事情があるお子さんについても、この祝金については対象となっております。

また、1月2日から4月30日までに転入されたお子さんにつきましては、別途、来年度予算において支給をする予定としております。

次に、3の対象者数です。

先ほどの支給対象者の要件に基づくお子さんの総数は4,057人で、内訳といたしましては、小学校1年生が2,150人、中学校1年生が1,907人となっています。

支給金額は、小学校1年生が1人当たり5万円、中学校1年生は10万円になります。

次に、5番の給付の方法についてです。

前回に引き続き、対象者の手続の手間をできるだけ省いて利便性を図るとともに、短い期間の中で祝金を迅速に支給するために、今回もプッシュ型給付を考えているものでございます。

まず、(1)といたしまして、区に児童手当の口座情報がある方については、児童手当の受給者に御案内を送付することにより、申請不要の給付方法を取ってまいります。指定する期日までに、別口座への振込希望の申出がなければ、児童手当口座に支給をするというものでございます。なお、(1)の対象者は約全体の6割程度になると考えています。

次に、(2)といたしまして、区が児童手当の口座情報を所有してない方につきましては、住基情報で対象者を抽出し、世帯主に確認書を送付します。届いた確認書に振込を希望する口座情報を記載し提出していただき、区で内容を確認した上で、そちらの指定口座に支給をするものでございます。

(3)といたしましては、その他特別な事情がある方については、区立の小学校や公私立の幼稚園などに御案内のチラシを配布するほか、区の広報やホームページなどにより、事業周知を徹底した上で、個別の手挙げによる申請をいただく方法を取ってまいります。その後、申請書を提出された後の流れについては、先ほどの(2)と同様となります。

最後に、今後の主なスケジュールです。

今月中旬には、区ホームページへの掲載をはじめ、広報新宿、こちらは1月15日号になりますが、こちらへの掲載、また、区立小学校、公私立の幼稚園などへのチラシの配布を行うとともに、コールセンターを開設してまいります。

そして、対象世帯へは1月24日水曜日に御案内を発送した上で、2月下旬からは順次支給を開始してまいります。

さらに、3月上旬に確認書をお送りしました方への勧奨通知、まだ確認書が提出されていませんといった内容になりますが、こちらをお出しした上で、3月29日までに必要書類を提出していただく予定で、今後順次進めてまいりたいと考えております。

入学祝金の支給についての説明は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

まず最初に、報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○**的場委員** 2ページにございました伊藤議員が取り上げましたテキストプログラミングについてです。情報の授業は高校で必修科目になるので、中学校では積極的に取り扱ってないというのは分かりますが、やはり中学生のうちから興味を持たせるという意味で、先ほど次長がおっしゃっていたように、都などのそういったイベントがあるのであれば、積極的にまずチラシなどを配布してもよいかと思っております。それから、文科省が推奨しているビスケットというプログラミングがあるのですが、こちらのプログラミングが非常に小学生向けによいと言われていて、企業がよくイベント等で使っています。そちらも小学生が興味を持ちやすいように、何か参加するイベントなどがあれば、チラシなど配布してはいかかかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育指導課長** 今委員からお話ございましたビスケットなどのプログラミングを活用したイベントについては、教育指導課にチラシが届きますので、そちらを学校に配布をして、周知してまいります。今後も、国や都の動向を注視しつつ、しっかり研究をしてまいりたいと思っております。

○**的場委員** ありがとうございます。

あと、もう一点ですが、7ページで石川議員の質問に対する教育長の答弁の中で、不登校の要因について触れていらっしゃる箇所があるのですが、もし、この不登校の理由が担任ですとか教員からのいじめなどの場合というのは、記名式のアンケートではなかなか本当の理由は書けないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○**教育指導課長** 委員御指摘のとおり、不登校の要因について、学校が捉えていることと本人が捉えていることに乖離があるのではないかと、といったところは、教育委員会でも、また学校でも認識しているところでございます。子どもが言えないですとか、伝えられないといった状況が起きないように、不登校になった要因の聞き取りについては、慎重に進めるよう学校に指導し、正確な要因を捉えてまいりたいと考えております。

○**的場委員** ありがとうございます。以上です。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。
特によろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告3 その他

○教育長 次に、報告の3、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 以上で報告事項を終了します。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2時38分閉会